

電気通信大学創立100周年記念事業専門委員会細則

平成24年 9月26日

改正

平成27年 3月26日

平成27年 6月25日

平成28年 3月23日

平成28年 3月31日

平成29年 1月26日

平成30年 3月30日

平成30年10月10日

平成31年 3月28日

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学創立100周年記念事業実施本部規程第9条第2項の規定に基づき、電気通信大学創立100周年記念事業実施本部の下に置かれる専門委員会について定めるものとする。

(専門委員会)

第2条 専門委員会は、次の各号のとおりとする。

- (1) 記念行事実施委員会
- (2) 100年史編纂委員会

(構成)

第3条 記念行事実施委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 広報センター長
- (3) 事務局各部長
- (4) 大学院情報理工学研究科専任教員のうちから情報理工学研究科長が推薦する者 2人
- (5) 国立大学法人電気通信大学組織規則（以下「組織規則」という。）第18条の3第2項、第19条第1項、第21条第1項及び第23条第1項に定める各センター専任教員のうちから学長が指名する者 1人
- (6) 教育研究技師のうちから教育研究技師部長が推薦する者 1人
- (7) 総務部総務企画課及び学務部学生課職員のうちから各課長が推薦する者 各1人
- (8) 電気通信大学同窓会から推薦された者 若干人
- (9) その他学長が必要と認めた者

2 100年史編纂委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 広報センター長
- (3) 大学院情報理工学研究科専任教員のうちから情報理工学研究科長が推薦する者 2

人

- (4) 組織規則第18条の3第2項、第19条第1項、第21条第1項及び第23条第1項に定める各センター専任教員のうちから学長が指名する者 1人
 - (5) 80年史編纂委員会委員であった者のうちから学長が指名する者 1人
 - (6) 学術国際部学術情報課職員のうちから学術国際部学術情報課長が推薦する者 1人
 - (7) 電気通信大学同窓会から推薦された者 若干人
 - (8) その他学長が必要と認めた者
- 3 第1項の委員には、必要に応じて、学生を参加させることができるものとする。
- 4 第1項第4号から第6号まで及び第2項第3号及び第4号の委員については、原則として、創立100周年時（平成30年度）に在職予定の者をもって充てるものとする。
（委員長）
- 第4条 各専門委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。
- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。
（専門委員会の運営方法）
- 第5条 各専門委員会の運営方法については、各専門委員会で定めるものとする。
（専門委員会の事務）
- 第6条 専門委員会に関する事務は、関係部署の協力を得て国立大学法人電気通信大学創立100周年記念事業推進室が行う。
（雑則）
- 第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 当分の間、第3条第3項第1号、第2号及び第8号の委員は、電気通信大学小島町地区再開発本部規程第6条第1号、第2号及び第8号の規定による本部員をもって充てるものとする。
- 3 この細則は、記念事業の完了をもって廃止するものとする。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年6月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。